

相続法 4 : 遺産分割と相続回復請求権

2012/07/27

松岡 久和

Case 29-1 Aは、積極財産として4800万円相当の不動産と200万円相当と思われた骨董品の壺、1000万円の預金、消極財産として借入金債務1000万円、連帯保証債務2000万円を残して死亡した。Aの相続人は、妻Bと子C Dの3人である。
B・C・Dは遺産をどのような形で分けることが考えられるか。

【遺産分割の対象と評価】

- 1 遺産分割の意義と性質（相続税法27条1項参照：相続開始後10か月が税の申告期限）
 - ・意義：過渡的・暫定的な共有を解消し、遺産を各相続人に具体的に帰属させる手続
 - ・分割請求権は一種の物権的請求権。時効消滅しない→長期放置や長年経過後の分割←生活の「中流化」、不動産価額高騰、男女平等意識の向上（家意識の払拭）
- 2 対象となる遺産
 - ・**原則** 分割時に共同相続人に帰属してまだ各人に移転していない財産
債権債務は原則として含まない（判例・通説）←分割原則
新たに生じた果実、物の滅失・損傷による代償財産については見解が対立
PⅢ122（遺産の共有不動産の賃料債権は当然分割となり、後の遺産分割の影響を受けない）
最判昭52・9・19家月30巻2号110頁（不動産の売却代金＝代償財産も当然分割）
実務は共同相続人の合意があれば対象を拡大することも縮小することも肯定
←五月雨式の分割が多い←→総合的でないため相続人間の平等を害するおそれ
 - ・全部又は一部の**遺産分割の禁止**
 - ①遺言による禁止－5年を超えない範囲で可能（908条）；遺言執行者は拘束されるが、遺言執行者がいない場合、共同相続人全員が合意すれば禁止に反することも可能か
 - ②協議による禁止－5年を超えない範囲で可能（256条）→通常の共有に移行
 - ③審判による禁止－特別の事情があれば期間を定めて禁止可（907条3項）
特別の事情の例 相続人の資格や遺産の範囲の争訟、即時分割に適さない営業施設や農地、相続人が幼少で独立した能力がない場合
- 3 対象財産の評価
 - ・個々の遺産の評価は鑑定人による
 - ・評価基準時は分割時（多数裁判例・通説）－実際には審判に極力近い時点
相続開始時と大差がない場合には相続開始時でも可
 - ・具体的相続分算定（相続開始時基準）との関係
具体的相続分を基準に分割時までの増加分を案分

【遺産分割の種類（方法を決定する主体）と当事者】

- 1 4種の分割
 - ・①指定分割（908条） 遺言による分割方法の決定または第三者への決定委託
※遺言執行者は拘束されるが、遺言執行者がいない場合、共同相続人全員が合意すれば変更可（？）
 - ②協議分割（907条1項） 共同相続人等の全員一致の合意（多数決不可）
 - ③調停分割 合意を基礎とするが調停調書には審判と同じ効力
 - ④審判分割（907条2項）
- 2 遺産分割の当事者
 - ・参加すべき者：共同相続人・包括受遺者（990条）・相続分の譲受人（905条）
※参加すべき者の一部を欠いた分割は原則として無効。遺言執行者（1012条・1015条）は？

例外 死後認知された者は分割済の場合は価額返還のみ（910条）

PⅢ 143（他人の子として届けられた子を除いた母の遺産の分割は無効で784条ただし書や910条の類推適用はないが（←認知を要しないため）、第三者保護は94条2項類推による）

※胎児は解除条件説では当事者になりうるが出生を待つのが紛争防止の上で望ましい

※遺産分割は行為能力が制限される対象（13条1項6号）。親子間の利益相反が生じやすい。

- ・その他参加できる者 相続債権者等の利害関係者（260条1項）
これらの者の参加要請を無視しても分割は無効でなく、対抗不能（260条2項）
- ・参加資格のない者が参加していても、それによって要素の錯誤が生じない限り有効

3 審判分割の諸問題

- ・遺産分割の前提問題（相続人や遺産の範囲、相続分割合、遺言の存否や効力、相続放棄の有無や効力等）は通常訴訟事項だが、家裁は独自に審判可。しかし、遺産分割自体には**形成力・執行力**が認められるが、前提問題の審判には既判力がない（PⅢ 135：分割を審判で行っても憲法32条、82条に反しない）
- ・個別財産の持分譲受人の分割請求は遺産分割ではなく通常の共有物分割による（PⅢ 134）←遺産からの逸出、非資格者の遺産分割手続への参加は不保障
※もっとも第三者の持分を除いた分は遺産分割の対象
- ・共同相続人が個別財産の共有物分割請求をすることはできない（PⅢ 138）

【遺産分割の方法と基準】

1 遺産分割の方法

- ①現物分割 **例** 不動産をBに、壺をCに、預金を一部ずつCとDに
審判分割では現物分割が原則（PⅢ 136）。共有を残す分割は相続人間の確執を残す
- ②価額分割 **例** 不動産をBに、壺の売却代金と預金をCとDに
- ③代償分割 **例** 不動産と商品類をCに、預金をBとDに、差額を金銭債務で調整
- ・協議分割・調停分割では、どのような方法もとらうる
- ・通常の共有物分割よりは選択の幅が広いが、最近では通常の共有物分割についても、全面的価額賠償方式（＝代償分割）を肯定（PⅠ 317：その方式を採用の相当性と支払能力が要件）

2 分割の基準

- ・「遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮」（906条）
- ・審判分割では相続分を変更できないが、それ以外の分割では可能

【遺産分割の効力】

Case 29-2 Case 29-1で、協議の結果、不動産は持分5/8と3/8の割合によるB Cの共有とし、壺と預金はDに渡すことになった。

- ①壺がまったく無価値だと判明した場合、Dはどういう主張ができるか。
- ②壺が第三者からAが預かっていたものだとわかった場合はどうか。
- ③壺が2000万円もするものだと判明した場合、B Cはどういう主張ができるか。
- ④Dは、Cが老母Bの面倒を見ることを約束したから分割案に賛成した。ところがB Cの仲が悪くなり、BはずっとDに面倒を見てもらっている。Dは話が違うから分割をやり直して欲しいと主張できるか。
- ⑤Cは、書類を偽造して自己の単独名義の相続登記を行い、借入金の返還債務を担保するためG銀行に抵当権を設定した。BやCはGに対して抵当権等登記抹消等の請求ができるか。

1 宣言主義と移転主義の混在

- ・宣言主義：分割結果の遡及効（909条）。被相続人からの直接の相続登記。
- ・移転主義：共有持分の相互交換。相続人の担保責任（911条～913条）。持分移転登記。

<http://www.matsuoka.law.kyoto-u.ac.jp>

- ・ 共有持分の遺産分割による取得は登記がなければ第三者に対抗できない (P I 236)
- 参考** 更正登記の限界 (P III 128 : 同一性を欠けば更正登記ではなく抹消登記・再登記)

2 遺産分割の効力を左右する事由

- ① 担保責任による解除 再分割を要するほどの瑕疵は稀。損害賠償により調整
- ② 錯誤無効 分割結果と異なる指定の遺言の発見 (最判平5・12・16判時1489号114頁)
- ③ 債務不履行解除 不可←遺産分割は成立と共に終了。解除は法的安定を害する (P III 139)
- ④ 合意解除と再分割協議 可 (P III 140)
- ⑤ 詐害行為取消権 可 (P II 72 : 連帯債務を負う者の不動産持分取得をゼロとした分割)

【相続回復請求権の性質】

Case 29-3 Aが死亡し、Aの弟Yが唯一の相続人として土地建物を相続し、相続登記を行い、その他の動産・預金類は自己の物として使用している。しかし、その後Aには、Aの出産後知人夫婦のいわゆる「藁の上からの養子」として届けられた実子Xがいることが判明した。この場合、Xは、Yに対してどのような請求ができるか。

1 相続回復請求権が問題となる典型的な場面

- ・ ① 真正相続人でない表見相続人・僭称相続人の遺産占有←戸籍誤記、相続放棄無効等
- ・ ② 先順位相続人の相続欠格、身分行為の無効等の看過による遺産占有
- ・ 相続回復請求権＝真正相続人が、表見相続人に対し、相続権の確認を求め、あわせて、相続財産の返還など相続権の侵害を排除して相続権の回復を求める権利

2 相続回復請求権の性質

・ 基本的対立

① 集合権利説 (判例(?)・多数説)

個々の相続財産に対する権利を便宜上一個と扱う物権的請求権の一種
 + 相続関係を安定させて表見相続人を含む利害関係者を保護する期間制限

判例 P III 106 関連判例① : 相続による個々の財産の取戻請求を含む

批判 物権的請求権がなぜ時効にかかるか／真正相続人を不利にする制度趣旨？

判例の対応 P III 103 : 自ら相続人でないことを知っているか又はその者に相続権があると信ぜられるべき合理的な事由なしに自ら相続人と称している場合には、その者は、相続回復請求制度の対象とされる者ではなく、消滅時効を援用することができない。

② 独立権利説

全体を包括する相続権を回復できる特別の権利

判例 P III 99 : 包括的行使が可能。目的たる財産を一々列挙する必要はない

批判 給付内容を特定しない訴えは少なくとも執行できず実効性を欠く

③ 訴権説

優先的な包括承継資格に基づいて劣後者・無権利者の占有を排除する特殊な訴権

批判 訴権概念は現行日本法にはなじまない

【相続回復請求権の当事者と行使方法】

Case 29-4 ① Aの相続人は嫡出子Y₁・Y₂と非嫡出子Xであったが、Xが戸籍上はいわゆる藁の上からの養子となっていたため、YらはXの存在に気づかず、二人で遺産分割協議をして、不動産をY₁が単独取得した。XはYらに何を請求できるか。

② 上記の場合に、YらがXの存在を知りつつ、Xの同意がないのに遺産分割協議書を偽造 (Xの署名捺印を冒用) したとするとどうか。

1 請求権者

- ①真正相続人およびその法定代理人、②包括受遺者・相続分の譲受人、③遺言執行者・不動産の生前受贈者（第三者）は家督相続人の相続権を争うことはできない（PⅢ101）
- ④上記①②の相続人 相続人自身の固有の権利として肯定（大判大7年4月9日民録24輯653頁）

2 相手方

(1) 相手方となる者

- ①表見相続人およびその相続人
- ②相続権侵害開始時に善意・無過失で相続権を侵害している共同相続人
 - ・共同相続人のうちの一人又は数人が真正共同相続人の相続権を否定した例（PⅢ103）
 - ※悪意・有過失の共同相続人には遺産分割の無効・再分割が主張でき、第三取得者には物権的請求権を主張でき、共に時効にかからない（⇒(2)④）
 - ・善意かつ合理的事由の存在は、消滅時効を援用する被告に立証責任（PⅢ104）
 - ・不適用説：遺産分割で問題とするべきで、遺産分割請求には時効がない。

(2) 相手方とならない者

- ①相続権を主張しない不法占有者など、②第三取得者
 - ・第三取得者には独自の時効援用権はない（PⅢ102および関連判例②）
- ③相続権を侵害していない共同相続人 例 遺産分割協議に応じないだけの共同相続人
- ④悪意もしくは過失のある共同相続人

(3) 第三取得者の保護のあり方

- ①集合権利説を徹底。（善意無過失の）第三取得者に独自の援用権を認める
- ②表見相続人のもとで完成した時効の効果の援用を認める
- ③94条2項の類推適用や32条1項ただし書の類推適用による
- ④取得時効を認める 判例は否定説で固まっているか微妙（PⅢ106潮見解説）

3 行使方法等

- ・裁判外の請求でも時効中断
- ・裁判管轄は被相続人の住所地
- ・包括的な給付請求が可能 ※最終的には目的物を特定しないと執行できない
- ・放棄を許さないPⅢ100の先例性は疑問←家督相続が念頭。法定相続では異なりうる

【期間制限】

1 期間制限とその性質

- ・二重の期間制限
 - ①相続権侵害を知った時から5年間
 - ②相続開始の時から20年間
- ・消滅時効説（PⅢ105）←→通説は除斥期間説（中断の可否、援用の要否等で違う）

2 期間の起算点

- ・5年の期間については「相続権の侵害を知った時」を厳密に解する
自分が相続人であり、かつ、相続から除外されていることを知ったことが必要
- ・20年の期間は相続権侵害の有無を問わず相続開始時から起算
PⅢ105：相続開始の33年後に無効な親族会決議で被告が相続人とされ、無効を確認する訴訟は43年後に確定し、44年後に原告が相続人に選定された事例